

包括外部監査人・補助者説明会を開催しました

行政問題委員会 自治体監査プロジェクトチーム 委員 藤原 和久

地方自治体の包括外部監査人、補助者経験のある自治体監査プロジェクトチーム(以下「PT」といいます。)の委員が、当該制度の概要や包括外部監査人、補助者の業務について説明を行いました。

当PTは、弁護士の包括外部監査人及びその補助者採用を推進するために、行政問題委員会が弁護士業務改革委員会及び行政連携センター運営委員会と合同で設置しました。発足当初は包括外部監査PTとしていましたが、平成28年度から取組の対象を自治体監査全般に拡げ、名称も自治体監査PTと改めて活動しています。

第1 説明会の内容

1 包括外部監査は、特定のテーマを決めて地方自治体の財務事務につき監査を行う制度です。例えば、補助金、契約、教育、防災など特定のテーマを選んで監査を行うため、密度の濃い監査を行うことが期待されています。また、包括外部監査人の独立性、専門性を活かして、問題点を拾い上げ、監査結果という形で公開されることで、地方自治体の財務事務に対する信頼を高めることも期待されています。

包括外部監査は、包括外部監査人1名と、包括外部監査人のサポート役である補助者複数名のチームで行いますので、実務経験の浅い若手にも補助者として活躍の機会が開かれています。

2 包括外部監査人になるには、地方自治体の募集に応募し、企画提案書の提出・審査、面接審査などを経て、地方自治体により選定される必要があります。

包括外部監査人は、補助者とともに、4月から監査計画を作成してそれに沿って監査を実施し、年度末までには報告書を作成、提出します。監査では、質問書を作成してヒアリングを実施し、書類の閲覧、施設や物品の実査など、様々な業務を行いますので、普段の弁護士業務ではあまり味わうことのできない業務を経験することができます。

3 監査といえば公認会計士をイメージしますが、制度や法の趣旨に遡って必要性や有効性を検討することは弁護士が得意とするところであり、問題点を抽出してヒアリングを実施するにあた

っては弁護士業務の経験を活かすことができます。

現時点では、弁護士の包括外部監査人、補助者は多くはありませんが、地方自治体の財務事務の適法性、公正性、効率性、有効性を確保するためにも、弁護士が包括外部監査に携わることには意味があります。

第2 当PTの活動

当PTでは、地方自治体からの包括外部監査人の募集に対し、包括外部監査人候補者への補助者の紹介、地方自治体に提出する企画提案書の作成支援等、会員の包括外部監査人就任へのバックアップ活動を行うとともに、経験者による交流会を開催しています。

特に、平成31年度には包括外部監査人の募集を予定している地方自治体が大阪府内だけでも8自治体にのぼることから、包括外部監査人、補助者に興味のある会員の積極的な応募希望を募っているところです。

当PTは、今後とも、地方自治体の財務に関する事務の適切な執行等に寄与すべく活動を行ってまいります。

